

一 個人所得課税（大綱 18 頁～）

1 金融・証券税制（大綱 18 頁～）

（国税・地方税）

〔延長・拡充等〕

（中小零細向け・納税者有利）

（1）非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置が講じられます（大綱 18 頁～）。

①

非課税累積投資契約に係る非課税措置

（つみたてNISA）の勘定設定期間を令和 24 年 12 月 31 日まで 5 年延長します。

②

・ 現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置（一般NISA）の勘定設定期間の終了にあわせ、

・ 特定非課税累積投資契約（仮称）に係る非課税措置を次のように創設

・ 現行の非課税累積投資契約に係る非課税措置と選択して適用できる

こととします。

イ 居住者等が、

・ 金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定累積投資勘定（仮称）を設けた日から

・ 同日の属する年の 1 月 1 日以後 5 年を経過する日までの間に支払を受けるべき特定累積投資勘定（仮称）に係る株式投資信託（その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限ります。以下「公募等株式投資信託」といいます。）の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限ります。）については、

・ 所得税及び個人住民税を課さないこととします。

ロ 居住者等が、

・ 金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定累積投資勘定（仮称）を設けた日から

・ 同日の属する年の 1 月 1 日以後 5 年を経過する日までの間にその特定累積投資勘定（仮称）に係る公募等株式投資信託の受益権の譲渡等をした場合には、

・ その譲渡等による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さないこととしま

す。

また、当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡等による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなします。

ハ 居住者等が、

- ・金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定非課税管理勘定（仮称）を設けた日から
- ・同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべき特定非課税管理勘定（仮称）に係る上場株式等の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限り、）については、
- ・所得税及び個人住民税を課さないこととします。

ニ 居住者等が、

- ・金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定非課税管理勘定（仮称）を設けた日から
- ・同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間にその特定非課税管理勘定（仮称）に係る上場株式等の譲渡等をした場合には、
- ・その譲渡等による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さないこととします。

また、当該上場株式等の譲渡等による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなします。

ホ 特定非課税累積投資契約（仮称）とは、

- ・上記イからニまでの非課税の適用を受けるために
- ・居住者等が金融商品取引業者等と締結した公募等株式投資信託の受益権の定期かつ継続的な方法による買付け等に関する契約で、
- ・その契約書において、
- ・次に掲げる事項が定められているものをいいます（契約書内容、筆者省略）

◆ NISA制度の見直し

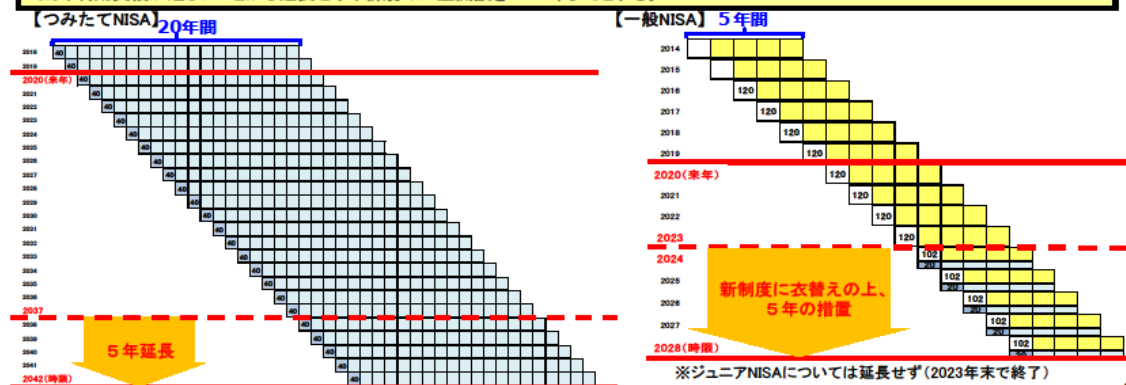
第一 令和2年度税制改正の基本的考え方

人生100年時代を迎え、高齢期における就労の拡大や働き方の多様化に対応し、私的年金の加入可能年齢等の引上げや、中小企業への企業年金の普及・拡大等に取り組む。成長資金の供給を促しつつ、家計の安定的な資産形成を促進する観点から、NISA制度全体を見直す中でつみたてNISAを延長し、少額からの積立・分散投資を促進していく。

4. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

経済成長に必要な成長資金の供給を促すとともに、人生100年時代にあふさわしい家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA制度について、少額からの積立・分散投資をさらに促進する方向で制度の見直しを行いつつ、口座開設可能期間を延長する。

基本的な制度としては、非課税期間5年間の一般NISAについては、より多くの国民に積立・分散投資による安定的な資産形成を促す観点から、積み立てを行っている場合には別枠の非課税投資を可能とする2階建ての制度に見直しをうけて、口座開設可能期間を5年延長する。投資対象商品については、1階部分はつみたてNISAと同様とし、2階部分は、現行の一般NISAから高レバレッジ投資信託など安定的な資産形成に不向きな一部の商品を除くこととする。また、非課税期間20年間の現行のつみたてNISAについては5年延長し、ジュニアNISAについては、利用実績が乏しいことから延長せず、新規の口座開設を2023年までとする。



(出典：金融庁 HP、

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/zeikaitaiko01.pdf>

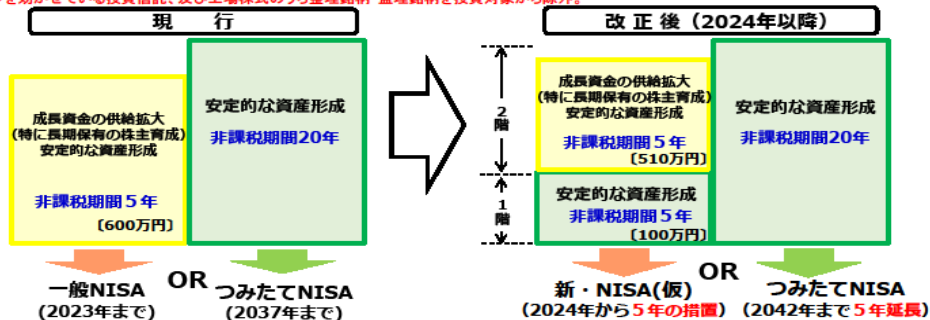
以下金融庁とあるものは同じ)

NISA改正のイメージ

	新・NISA (仮称) (2024年から5年間) <small>いずれかを選択</small>	つみたてNISA (5年間延長)
年間の投資上限額	2階 102万円 1階 20万円 ※より多くの国民に積立・分散投資を経験してもらうため、原則として、2階の非課税枠を利用するためには1階での積立投資を行う必要。 ※例外として、成長資金の供給拡大(特に長期保有の株主育成)の観点から、NISA口座を開設していた者又は投資経験者が2階で上場株式のみに投資する場合は、1階での積立投資は不要。	40万円
非課税期間	2階 5年間 1階 5年間(終了後は「つみたてNISA」への移行可能)	20年間
口座開設可能期間	令和5年(2023年)まで ⇒ 令和10年(2028年)まで (5年間措置)	令和19年(2037年)まで ⇒ 令和24年(2042年)まで (5年間延長)
投資対象商品	2階 上場株式・公募株式投資信託等(注) 1階 つみたてNISAと同様(積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等)	積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等

(備考)「ジュニアNISA」は延長せずに、現行法の規定どおり2023年末で終了。

(注)レバレッジを効かせている投資信託、及び上場株式のうち整理銘柄・監視銘柄を投資対象から除外。



六 納税環境整備（大綱 92 頁～）

（中小零細向け、納税者有利）

1 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化（大綱 92 頁～）

- ・振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、
- ・e-Taxにより申請等を行うことを可能とするとともに、
- ・その振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出に係る情報を送信する際、
- ・その申請等を行う者の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととします。

（注）上記の改正は、令和3年1月1日以後に行う申請等について適用します。

振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化（案）

【現行】

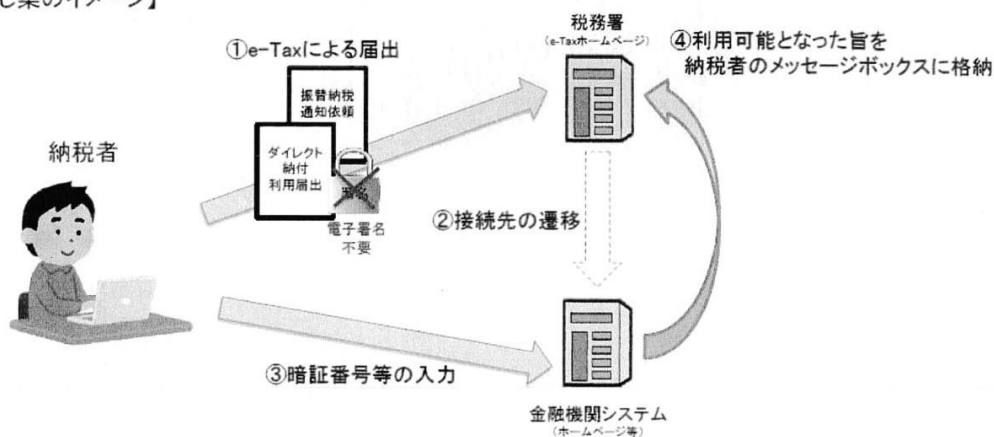
振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出については、所轄税務署を経由して金融機関に提出することとされているが、本人確認のため金融機関において届出印の印鑑照合が必要であることから、書面での提出に限定されている。

【見直し案】

近年、金融機関において、印鑑照合を要しない本人確認の仕組み（電子的に入力された暗証番号等の確認）が整備されてきたことを踏まえ、納税者利便の向上及び税務事務の効率化の観点から、振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxを利用して電子的に行うことを可能とする（令和3年1月1日施行）。

（注）上記の振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxを利用して電子的に行う際、金融機関における本人確認を踏まえ、申請者の電子署名等は要しないこととする。

【見直し案のイメージ】



（上掲出典：（財）大蔵財務協会「令和2年度 税制改正勉強会」研修資料）

（参考・コメント）

○納税環境整備に関する過去の改正事項のおさらいです。

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整手続の電子化

源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担を軽減し、給与所得者（被用者）の利便性を向上させる観点から、改正前の制度においては書面で源泉徴収義務者に提出がされていた生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出（電子提出）を可能とする。

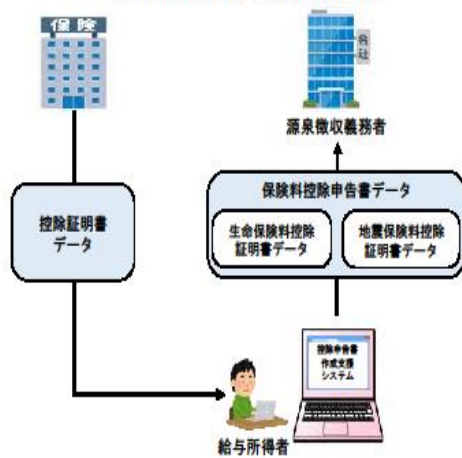
（注1）電子提出の対象とする年末調整関係書類

生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローン控除申告書、住宅ローン控除証明書、住宅ローンの年末残高証明書

（注2）上記の見直しと併せて、住宅ローン控除証明書及び住宅ローンの年末残高証明書について、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書等と同様に、電子メール等により提供を受けた住宅ローン控除証明書及び住宅ローンの年末残高証明書に記載すべき事項が記録された電子証明書を印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているもの（QRコード付証明書）を住宅ローン控除申告書等に添付することを可能とする。

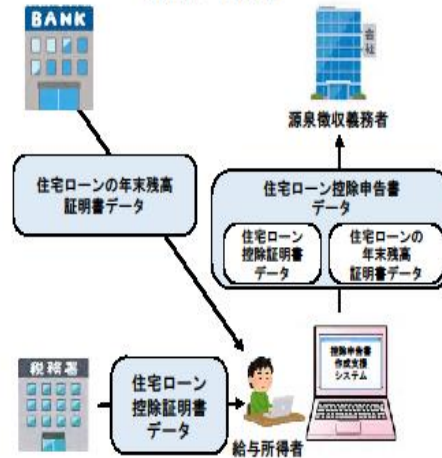
【改正後】

<生命保険料控除・地震保険料控除>



（注）平成32年分以後の所得税について適用

<住宅ローン控除>



（注）平成31年1月1日以後に自己の居住の用に供する場合における平成32年分以後の所得税について適用

（出典：内閣府税制調査会 第22回）

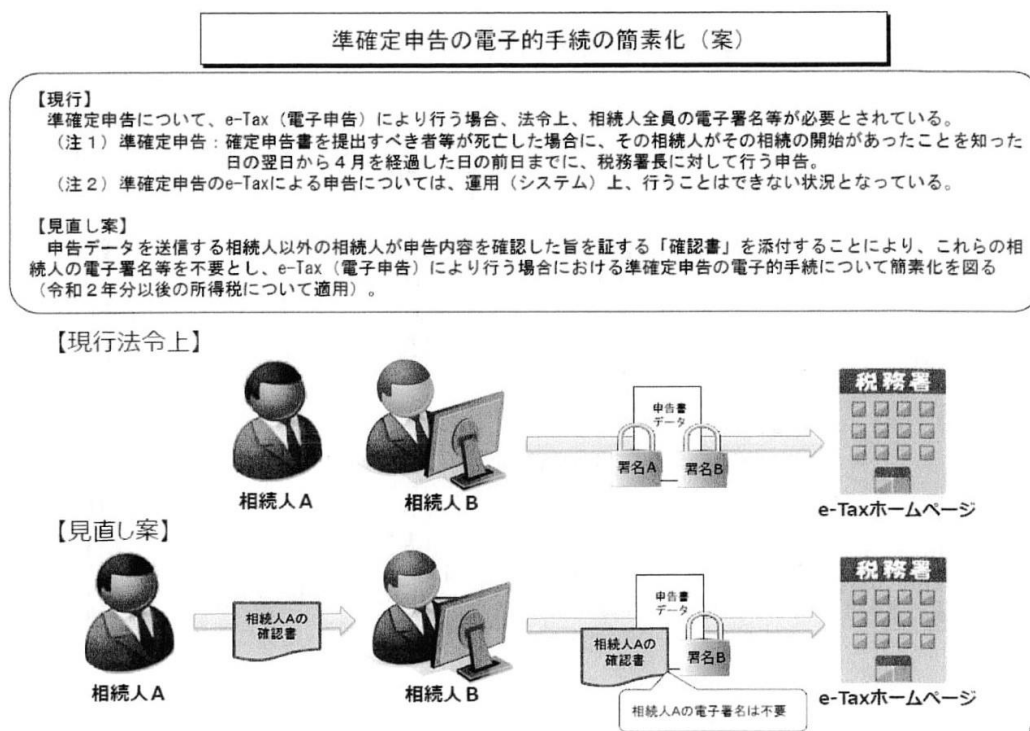
(出典：経済産業省 HP)

(中小零細向け、納税者有利)

2 準確定申告の電子的手続の簡素化 (大綱 92 頁～)

- ・ e-Tax による所得税の準確定申告書の提出について、
- ・ その準確定申告書に記載すべき事項と併せて
- ・ 申告書確認情報 (電子署名及び電子証明書を送信する相続人 (「申請等相続人」) 以外の相続人がその準確定申告書に記載すべき事項を確認したことを証する電磁的記録をいいます。) を送信する場合には、
- ・ その申請等相続人以外の相続人の電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととします。(※筆者注：税理士等が代理送信する場合の具体的事項が不明)

(注) 上記の改正は、令和 2 年分以後の所得税の準確定申告書を令和 2 年 1 月 1 日以後に提出する場合について適用します。



5

(上掲出典：(財) 大蔵財務協会「令和 2 年度 税制改正勉強会」研修資料)

(中小零細向け、納税者有利)

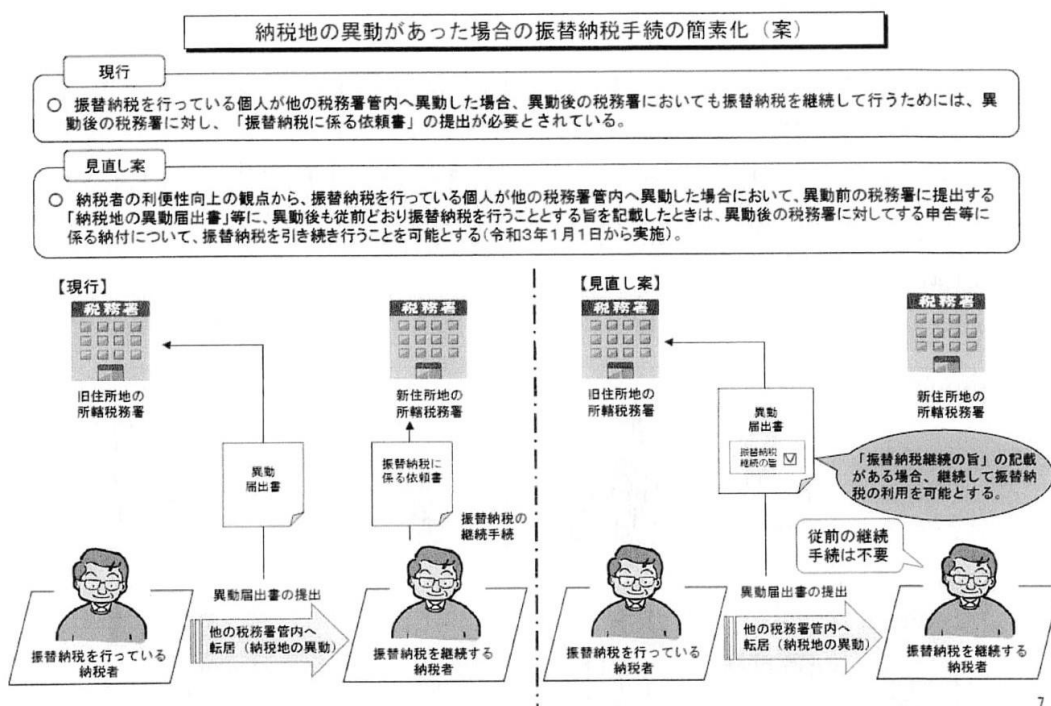
3 納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化 (大綱 93 頁～)

- ・ 振替納税を行っている個人が
- ・ 他の税務署管内へ納税地を異動した場合において、

- ・その個人が提出する納税地の異動届出書等に、
- ・その異動後も従前の金融機関の口座から振替納税を行う旨を記載したときは、
- ・異動後の所轄税務署長に対してする申告等について
- ・振替納税を引き続き行うことを可能とするよう、

運用上の対応を行います。

(注) 上記の改正は、令和3年1月1日以後に提出する納税地の異動届出書等について実施します。



(上掲出典：(財)大蔵財務協会「令和2年度 税制改正勉強会」研修資料)

(中小零細向け、納税者有利)

4 電子帳簿等保存制度の見直し（大綱 93 頁～）

・国税関係帳簿書類の保存義務者が電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます。）を行った場合の電磁的記録の保存方法の範囲に、次の方法を加えます。

(1) 発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録を受領した場合において、

・その電磁的記録を保存する方法

(2) 電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含みます。）において、

・その電磁的記録の授受及び保存を行う方法

(注) 上記の改正は、令和2年10月1日から施行します。